

人権問題を正しく理解し、 一人ひとりの人権感覚を磨きましょう

人権とは、だれもが生まれながらにもっている、人間が人間らしく
幸せに生きていくための権利です。しかし、今日、わが国固有の人権
問題である同和問題(部落差別)をはじめ、女性、こども、高齢者、障がい
のある人、外国人などに対する深刻な人権問題が存在しています。私たち
一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権感覚を磨きましょう。



女性

男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。
また、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラス
メント(セクハラ)、ストーカー行為、デートDV※など女性への
人権侵害が極めて深刻な問題となっています。

「男女共同参画社会」の実現のためには、固定的な性別役割
分担意識を改め、男女が互いを尊重しあうことが大切です。
そして、共に能力を十分発揮できるよう家庭・学校・地域・職場
などの環境づくりが重要です。

※デートDVとは、交際相手からの暴力のこと。

こども

こどもを取り巻く社会環境が急変する今日、虐待やいじめ、
体罰や児童買春などこどもの権利侵害事件が続発しています。
これらの事件で時にはこどもの命が奪われることもあり、早期
の発見や児童相談所への相談や通報が大切です。

こどもの人権を尊重し、こどもが安心して健やかに成長できる
社会を築くことが大人の責任です。

障がいのある人

「障がいの有無にかかわらず、だれもが社会の一員として
普通の生活を」という「ノーマライゼーション」の考え方があり
ます。こうした考え方が尊重され、だれもが支えあいながら
共に生きる共生社会を実現するためには、私たち一人ひとりが
心のバリア(障壁)を取り除き、障がいのある人への理解を深
め、社会的に支援することが必要です。

平成28年4月1日には、障がいを理由とする差別の解消を
推進することを目的とした「**障害を理由とする差別の解消の
推進に関する法律**」(障害者差別解消法)※が施行されました。

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止すると
ともに、「合理的配慮の提供」が求められています。

※この法律は、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業
者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として
差別することを禁止しています。

同和問題(部落差別)

不合理な偏見や思い込みは、差別的な落書きやインター
ネット上での悪質な差別書き込み、戸籍謄本等の不正取得に
よる身元調査※1、不動産取引における土地差別調査※2などの
問題を引き起こす要因となっています。

このような状況を踏まえ、平成28年12月16日には、「**部落
差別の解消の推進に関する法律**」(部落差別解消推進法)※3が
施行されました。また、埼玉県では令和4年7月8日に「**埼玉県
部落差別の解消の推進に関する条例**」が施行されました。

この問題の解決には、同和問題を一人ひとりが正しく理解し、
相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さ
ないという強い意志を持つことが大切です。また、同和問題を
口実に、企業や行政機関などに不法・不当な行為や要求を行う
「えせ同和行為」の排除も重要です。

※1 調査会社等の依頼で行政書士等が職務権限を悪用し、戸籍謄本等を不正取
得する事件のこと。不正取得防止のため、**本人通知制度**をご参照ください。

※2 土地の取引に際し、同和地区だったかどうか調べたり、その調査を頼むこと。

※3 この法律は、現在もおお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に
伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差
別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消を推進し、
部落差別のない社会を実現することを目的としています。



部落差別の解消の推進に関する法律



埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

外国人

今日、人・物・情報の流れが国境を越えて拡大し、社会・経済・
文化の分野で国際社会の相互依存関係が深まっています。日本
で生活する外国人の方々は、国籍や人種、言語や生活習慣など
の違いによる諸問題に直面しています。

また、特定の民族や国籍の人への差別的言動として「ヘイト
スピーチ」が問題となっています。このような中、平成28年6月
3日に「**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向け
た取組の推進に関する法律**」(ヘイトスピーチ解消法)※が施行
されました。

人権に国境はありません。一人ひとりが尊重しあい、助け
あうことが大切です。

※この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であるこ
とに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明
らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としています。

HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV感染症・エイズ、ハンセン病などの感染経路について偏見や無理解のため、患者や感染者が差別されることがあります。様々な病氣と闘う人が個人として尊重されるよう、病氣を正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう。

アイヌの人々

自然の豊かな恵みを受けて独自の文化を築き上げてきたアイヌの人々は、明治政府の同化政策により生活の基盤や文化を失い、厳しい差別を受けました。

アイヌの人々を中心に民族の誇りや尊厳を取り戻す運動が広がり、令和元年5月24日には、「**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律**」※が施行されました。

多様な民族の共生と多様な文化の発展について、理解を深めることが必要です。

※この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指します。

インターネットによる人権侵害

インターネットやSNS、生成AIの普及により、私たちの生活は便利になりました。一方で、誹謗中傷、個人情報の流出、偽画像や偽動画（ディープフェイク）の拡散など、新たな人権侵害も発生しています。

このような権利侵害情報に対応するため、令和7年4月1日に「**情報流通プラットフォーム対処法**」※が施行されました。

インターネットの使い方について知識やモラルが身につけていないと、何気ない書き込みにより人を傷つけたり、思いもよらぬトラブルや犯罪に巻き込まれてしまう危険性があります。インターネットでは、いったん書き込まれた情報はすぐに広まってしまい、完全に消すことは容易ではありません。

私たち一人ひとりが、正しい知識を身につけ、ルールやマナーを守って利用することが必要です。

※この法律は、大規模なSNSや匿名掲示板等のプラットフォーム事業者に対して、削除申請への迅速な対応や運用状況の公表などを義務付けています。

性的少数者(LGBTQ等)の人権

個人の性のあり方は、「身体の性」、「性自認」、「性的指向」など個人にとって様々であり、多様です。

性的少数者の方々は、周囲からの偏見の目や差別的扱いにより、生きづらさを感じることがあります。一人ひとりが性の多様性や性のあり方の違いを理解し、尊重することが大切です。

なお、令和4年7月8日に「**埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例**」が施行されました。

※LGBTQとは、L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ゲイ(男性同性愛者)、B:バイセクシャル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(「法律上の性」と「性自認」が一致しない人)、Q:クエスチョニング(性のあり方が特定のあり方に属さない、決めていない、決められない)、クィア(当たり前ではない性のあり方を包括的に表す言葉)の頭文字を取ったものです。

北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致問題は重大な人権侵害です。この問題の解決には私たち一人ひとりが関心と認識を深めていくことが大切です。

災害時における人権への配慮

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により被災者や避難者への根拠のない偏見やいじめなどの人権侵害が起きました。

災害時に人権が適切に守られるよう、人権への配慮について認識を深めることが必要です。

高齢者

高齢者に対して、年齢を理由に社会参加の機会を奪うなどの差別や偏見、詐欺事件が後を絶ちません。また、家族などによる暴力や無断での財産処分、介護や世話の放棄など、虐待も深刻な問題です。

一方、健康で元気な高齢者も増え、労働環境も変化しています。高齢者が社会の一員としていきいきと暮らすには、一人ひとりが高齢者の人権について考えていくことが必要です。

犯罪被害者やその家族

命や財産を奪われるといった犯罪被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、精神的な苦痛や身体の不調、噂や中傷、プライバシーの侵害などによる二次的被害にも苦しめられています。

被害者を安易に責めたり励ましたりせず、心の傷の回復には、周囲の人々の理解や共感、支援がとても大切です。

様々な人権問題

- 刑を終えて出所した人々の更生と社会復帰のため、地域社会で支援しましょう。
- ホームレスの人々の自立を支援し、差別や嫌がらせ、暴力をなくしましょう。
- 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、重大な人権侵害です。
- ケアラー、ヤングケアラーという、自身の親や配偶者等の介護、こどもやきょうだいの世話・家事などを担う人々に、大きな負担がかかっている問題があります。